

アテナイに於ける “*γυμναστική*” の考察

能 勢 修 一

Consideration of “*γυμναστική*” in Athens

SHUICHI NOSE

序

古代ギリシア人の文化は現代世界の文化に対して、多くの影響をあたえている事は申すまでもない。しかして、ギリシア人は伝統的な *γυμναστική* を行い、又多くの祭典競技をもった民族であった。その中で *γυμναστική* の概念を、アリストテレスの政治学 (politica) の中より検討し、それが Democracy の発展した前 5 世紀の終り頃のアテナイにおいて如何に民衆にうけ入れられていたかを、二、三の資料によって考察してみたい。

I

S. H. Butcher は『ギリシア精神の様相』の中で、アリストテレスのポリティアを批評して¹⁾ “他のどんな一冊の書物よりも多く、ギリシア人の国家観念を秩序よく該博に考察している。その書物の中で、「倫理学」に於いても同じように、アリストテレスはギリシアの常識を我々に具体的にみせてくれる……彼は現存のあらゆる政治組しきを深く研究しつくしていた。彼はギリシア文明をそのあらゆる相において眺めつくしていて、世に行われているあらゆる概念や実際の制度を考慮する”…と。

しかしアリストテレスはその「政治学」の中で、公平の権利を忘却することは、それによって、富者には、より力をあたえるにとどまらず、……市民を欺くものであると述べ、政治組しきの中で、市民とポリスとの間における権利として 5 項目をとりあげている。即ち²⁾ *εκκλησία* (assembly) *αρχαγ* (magistrates) *δικαστηρίον* (low courts), *ὅπλεσις* (possession of arms) *γυμναστική* (physical training) である。

更にアリストテレスはこの五項目について説明をしている。即ち *εκκλησία* については、市民は出席する事が許されるのであるが、欠席したときには罰金を科せられる。また *αρχαγ* については、財産によって区別された各々の役目につかなければならぬ。そしてこれ等のきまりは、富者 (*εὐπόρια*) に適用せられ、貧者 (*απόροι*) には制裁がなかったか、或は制裁は軽く取り扱われた。また、このような事は *δικαστηρίον* *ὅπλεσις*

γυμναστική についても同様であって、富者階級には、制裁を科すことによって、それぞれの任務の遂行又は出席するようにされたのである。(以上は主として Oligarchy (寡頭政治) において行われたのであるが)、Democracy (民衆政治) においては反対の立場をとり。*εκκλησία* 又は *δικαστηρίον* の欠席の場合に、富者には罰金を科さなかつたが、出席した者については日当を支給した”。

しかし Democracy は土地のない農民 (*θῆται*, Thetes) に市民権を、全面的に与える政治の形態であることは謂うまでもない。³⁾ Thetes が集会に出席することが許されたのは、クレステネス (6th C. B.) のときであり、ポリスの公の行事である諸々の会合又は役職について日当を支給する制度は、Democracy の重要な政策であって、⁴⁾ アリストイデス (C 520B. C~) は民衆に給与をあたえ、アテナイでは 2 万人の市民が養われたという。⁵⁾ ペリクレス (495~429B. C) も前 451 年に陪審官の出席に対して一日、2 オボルを支給することを決めている。

アラナイの Democracy にはこの外に多くの給与が支給せられたので、⁶⁾ “前 411 年の革命のときには、Thetes の *εκκλησία* に参加する事を禁ずると共に、一部を除いて、諸給与を廃している”。

政治の形態の如何を問わず、アテナイの市民は軍務に服することと同じように、集会に出席し、または、法廷に列し、或は、*γυμναστική* を行ったことは、それは単に権利とか、義務に止らず、彼等市民の資格をもつていればこそポリスから要求せられた義務であり、法 (*νόμος*) であった。

“こゝでいう法 (*νόμος*) は、他の事についても見られるように、現在我々の持っている法律の概念とは、はるかに広い包括的な意味をもつていると解釈すべきであって、”市民は生れると、直ちに言語、及び宗教の共通遺産を相続した。彼等は自分のまわりに自分のつくったものでなく、また破壊することの出来ない風習と制度との枠を見出した。法とは、ギリシア人にとって、自ら表現した社会的良心であり、一つの誇とした。…………

しかしながらこれ等の義務は避けようとすれば避けることが出来たかも知れない。スバルタのような軍事一点ばかりの市民でも臆病な市民への制裁が伝えられ、⁹⁾アテナイでは兵役を避けるべく危険のない役につかうとする者もあった”。

しかばば、この法 (*νομός*) であった *τριμμαστεκόν* は、アテナイ人にとって、如何なる意味をもったであろうか、

これに関してアテナイ人（ギリシア人）はポリス的人間であるといわれる所以、先ずポリスの成立、その性格、及び発展について一應検討する必要がある。

文 献

- 1) ブチアー、ギリシア精神の様相、田中、和辻、寿岳訳 p. 59~60
- 2) Aristoteles politica 1297 a.
- 3) A History of the Athenian Constitution by C. Hignett p. 118
- 4) アリストテレス、アテナイ人の国制、24章
- 5) Hignett ibid p. 254
- 6) The Oxford Classical Dictionary, Ecclesia
- 7) Hignett, ibid p. 257
- 8) 長沢信著、プラトン、p. 273
- 9) アリストフアネス、アカルナイの人々、村川堅太郎訳 p. 198

II

アテナイのポリスの確立は、前7世紀であって、¹⁰⁾伝承的な王制は、前682年に1年制にかわっている”。しかしして軍事的には、はじめ¹¹⁾貴族階級の *πατέρες* をあげなければならない”。即ち、馬を養うことの出来る階級が市民権をもつたので、戦時には騎兵として出陣しその頃の戦いは騎兵の優劣によって決められることが多かった。

しかるに、ポリスの住民の増加、及び、用兵の技術の変化に伴って、重装兵 (*όπλεα*, Hoplite) が出現するに及んで Hoplite として出陣する階級………中級農民が、政治上の発言権をもつた。アテナイでは、この農民階級を指導した人々によって Oligarchy から Democracy に移ったのである。この過程において前6世紀に出現した Tyrany (僭主政治) は、Democracy に移る一過程にすぎない。アテナはソロンの改革によって民主化されたが、その本体は貴族政治であった。それで不平のある民衆は tyrant (僭主) を支持したのである。

即ち、市民として政治に関与する事の出来なかった農民、或は在留外人は Tyrant の出現を希望したのである。¹²⁾ “Pisistratos の支持者はソロンの未解決の貧農であった Pisistratus の政治的意味は、土地のない農民を自由解放するとともに、軍事的に多くの Hoplite を得たこ

ととなる。

かくして、アテナイの市民権は拡大したが、未だ総ての貧民階級を政治的に解放することは困難であった。そのための一方法として殖民政策も行われたが、アツテカの住民のまだ半数は解放されない Thetes であった。

しかしてペルシア戦争後、アテナイは非常な勢で発展し、アテナイの住民も増加し、経済にも富裕となり、エーゲ海の海上権を把握した。これに最もあづかって力のあったのはアテナイの海軍力であったが、この海軍の主力をなした漕手は Thetes であった。かくして Hoplite の Democracy を破壊したのは Thetes であって、この事は既にテミストクレスが海軍を偉大にしたときに含まれていたといつてよからう。アテナイの平和と福祉は“全く *ναρθεκός οξλός* に依存していた”。そして政治権力は Thetes に移される事は、も早や避けられない事実であった。¹³⁾ アリストイデスが前457年に参政権を平等にし、アルコンも市民全体から選ぶという動議を出し”，またペリクレスは、前451年に市民権を確立した。かくの如くして軍事的には騎兵→重装兵→海兵に移り、政治的には Oligarchy→Democracy と発展し、市民権は貴族階級→農民→民衆へと拡大せられたのである。

しかし、未だ市民は自分自分に属するものであるという考られるべきではなく、且、凡ゆる市民はポリスに属するものとせられていた。

市民権を得るには¹⁴⁾ “自費で武装の出来るものに限られていた”のであったが、如何なる形式であっても、ポリスの平和と福祉に直接寄与出来るものでなければならない。

ギリシアは、前5世紀まで、しばしば、近隣のポリスの間ににおいて、小さな争いや戦が絶えなかった。そして、ポリスと市民にとっては戦争は、いはば聖なる労働であって、市民は常に武装の準備をし、或は瞬時において戦場にかり出される義務をもたなければならなかった。アテナイの古い理想は¹⁵⁾ “彼等は彼等の身体を彼等の国に捧げる。恰も彼等が他の人々に属するかのように。彼等の眞実の自己は國のために奉仕するときに、最も眞実に彼自身のものであるところの彼等の心であった”。

それでポリスを離れて個人を考え出来なかったアテナイ人は、人間生活の最も具体的な姿をポリス的存在であると見做していたので、彼等の *τριμμαστεκόν* もポリスの安全と福祉につながることが大きな目標であったことは争われない。それで市民でないものは *τριμμαστεκόν* を認める事は出来なかった。例えば本来¹⁶⁾ 奴隸は武装の準備をする必要もなく、同様にして *τριμμαστεκόν* に出入して、身体訓練することは許されなかった。¹⁷⁾ テミ

ストクレス (C528～C468 B.C.) でさえはじめ彼の母がトラケ生れであるという理由で庶子なるが故に（そのころは庶子は市民として認められなかった）一般市民の出入する τρυμναστική で身体訓練することが出来なかったのである。

しかし、ギリシアの教育は為政者、哲人も最大最善の仕事と考え、ポリスの基礎は、優れた教育制度に求めていたので、プラトン (C 429～349, B.C.) もポリティアの中で¹⁰⁾ 長期に発見せられた教育より、よいものを見出すことは、むづかしい……ところで、身体方面には τρυμναστική ……魂の方面では μουσική であり ……”と述べている。アリストラレスは教育の内容として、¹¹⁾ “τραμματικός (reading and writing) μουσική (music) τρυμναστική (physical training) τραφη (drawing),” をあげているが、τρυμναστική について¹²⁾ 勇気の徳を養うものである” 或は、¹³⁾ 健康と軍事力の増強するに有効である” 或は、¹⁴⁾ 身体の強健をあたえることが出来る” としている。

文 献

- 1) Hignett ibid p. 257
- 2) ハイニット ibid p. 392
- 3) ハイニット ibid p. 110
- 4) ハイニット ibid p. 257
- 5) ブルターク英雄伝 アリストーデス編22 河野与一訳.
- 6) アテナイの国制 第四章
- 7) プチア 前掲書 p. 50
- 8) Politia 1264 a
- 9) ブルターク 前掲書 テミストクレス編
- 10) プラトン全集 第七巻 ポリライア 336 岡田正三訳
- 11) Politica 1337 b
- 12) ハイニット 1337 b
- 13) ハイニット 1338 a
- 14) ハイニット 1339 a

III

ペリクレスの平和を、アテナイの最盛期とすれば、この平和が去って以来、父祖伝来の美風は、全くすたれて、自ら個人や党人の欲望よりも、ポリスの秩序に結ばれているという市民感情は、各自から消え失つゝあった。

ペリクレスでさえ、当時のアテナイ人の欲望を静にするのではなく、と言うのはそれは決して出来る事でなかったので、却って、凡ゆる種類の享楽をあたえて、支持することを余儀なくされた。アリストテレスは、¹⁵⁾ ペリクレスが民衆を指導した間は、国政はまだ善かったが、ペリクレスの死後は、ずっと悪くなったと言うのは、この頃になって、はじめて民衆は、しかるべき人々の間で評判の好しくないものを指導者としたから”，と。

当時、民衆は、海軍の漕手となって軍事上の重要な位置を占めていたので、次第に高慢となり、ペリクレスも、民衆の気に入りの政策をとったのである。前431年にペロポンネソス戦争に戦死した人々の葬儀を行っているが、そのときペリクレスは『“……加之免も角、年中絶え間のない競技会や生にヘ式を仕来り”』と述べている。

そしてアテナイでは各種の競技会や行事を1ヶ年に60日も費している。民衆はギリシアの何れの都市よりも多くの祭典や行事を行わなければならなかつた。そのため、²⁰⁾ アリストテレスの定めた貢賦金は460タラントであったが、ペリクレスは、600タラントに増加している”。

それで、²¹⁾ ペリクレスの力で、はじめて籠による殖民地の分割や、種々の観覧料や日当支給を得るようになり……そのため民衆に悪い癖がつき節度をなくして、ぜいたくで放縱なものになった”。このような、アテナイの社会的背景において、τρυμναστική は如何に市民に受け入れられたであろうか。

ペリクレスの死後、間もなく書かれたといわれる「伝セノフオン」の「アテナイ人の国制」によって、その様子を知る事が出来よう。

即ち、この書は、前420年～424年の間に書かれたと推定せられるので、クセノクオンの著作ではない。

しかし、文中から推定して、作者は、アテナイの市民であり、貴族階級の出身者で、当時のアテナイの民主政治とは相容れない Oligarchy の党派に属する人である。

それで、彼は最初の本文において、²²⁾ 彼等（アテナイ人）が、かゝる国家の形態を探ったことに対して、私は贅意を表する事は出来ない”と述べている。

かくの如き立場をもって、当時のアテナイの民主政治の経済、制度、慣習等、極めて広範囲にわたって厳しく批判している。その中で（本文13章）

²³⁾ 「しかし、其處において、民衆は体育訓練及び音楽教課によって、訓練される事を廃した。この事の不当なることを信じ、また、これ等（諸芸）は訓練し得べきでないと、解したから。しかしながら、民衆はコレギア、ギムナシアルキアとトウリエーラルキアにおいて、コレーダスとなることは富者にして、民衆はコレギスによって徵集されることを了解して居り、またギュムナジアルコス、トウリーラルコスによって徵集されるのは民衆であることを了解している。……」

即ち今までノモスとして、ポリス的世界觀によって行われ、また、誇りとしていた τρυμναστική と μουσική とが民衆によって廃したのである。ペリクレスの去って以来父祖伝来のノモスは最早や、絶対的の契約でなく、人間のつくった契約であつて、この旧来の因習にとらわ

れない民衆の考えが、その当時の風潮であったと考えられる。

例えば、⁶⁾前425年2月、レーナイア祭の競演にアリストファネスの『アカルナイの人々』が上演されている。その劇中の主人公であるディカイオポリスをして、スバルタと単独媾和をさせている。これはポリスを離れて個人の活動を許した一つの姿である。

かくの如くポリスより個人が強く浮び上った社会状勢を示している。

そして公共の利害が、市民の最大の重要な関心事でなくなつて、市民の生活も次第に変化している徵候とみられる。

これ等から考えて、ポリス的身体訓練は既に当時の民衆から消え失せたのである。これは思想的な変化と、も早や軍事的にも、一部傭兵の出現などによって、前の時代より身体訓練の必要をみとめなかつたのであろう。そして伝統的な身体訓練や音楽の教養には、彼等の生活から遊離したこととも考えられる。

それ故に、興味的で、娯楽的な、合唱とか、炬火競走とか、或はトウリエーラルキアの船に対する事などは、旧来の伝統を守り、これを認めて、民衆に代って富者に引うけさせることはよい事であり、それは当然の義務であると考えたのであって、民衆は、走り、踊り船にのつて旅をする事を道理ある事と考えたのである。

それで、⁷⁾ヒポクラテス(469—399 B.C.)が種々の功績なるが故を以て、彼の生地、コスの青年が、アテナイの青年らと一緒に *τρυμναστική* をすることが許された”という。ことは既に“*τρυμναστική*”の重要さをさほど認めないと示している。

或は、クセノフォンの「ソクラテスの思い出」の中に

おいて、⁸⁾「いつになつたら、アテナイ人が、ラケダイモーン人のように、あれほど長上をうやまうようになるでしょう、……いつになつたら、あれほど身体を練るようになるでしょう。彼はたゞ、鍛練を怠るばかりでなく、これを心掛ける人々を嘲笑するのです……」と小ペリクレスに嘆かせている。

以上によって、アテナイ人の *τρυμναστική* は、

(1) 法 (*νόμος*) として伝えられた身体訓練であつて、これは市民の誇りであり、権利であり、義務であつた。

(2) 必然的にポリスの平和と福祉のために軍事力の增强につながつていた。

(3) しかし、アテナイの前5世紀の終りころの民主政治における市民は伝統ある *τρυμναστική* について、思想的变化によって次第に失われたのである。

最後に、この小論文を終るについて、古代ギリシア人の *τρυμναστική* を十分理解するには、もう一つの身体訓練と関係の深い *αθλητική* と比べなければならない。これは、ギリシア人の祭典競技と密接な関係をもつてゐるが、またの機会に論じて見たい。

文 献

- 1) アテナイの国制 第四章
- 2) プルターク英雄伝 アリストテレス編 24.
- 3) リ ペリクレス編 9.
- 4) 伝クセノフォン「アテナイ人の国制」村田数之訳史林 16巻
- 5) //
- 6) アリストファネス作「アカルナイの人々」前掲書
- 7) プルクハルト ギリシャ文化史 新閔良三訳 p.457
- 8) クセノフォン「ソクラテスの思い出」佐々木理訳 p. 144

(1959年6月30日受理)